## 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第 17 号

あざみ 祥子 KCCN 理事

## 「機能性表示食品」って何?

『機能性表示食品制度』今年 2015 年(平成 27 年)4月1日より、スタートし、早速届け出が始まっている。第1号は、15年4月13日届け出し、受理されたライオン株式会社「ナイスリムエッセンス ラクトフエリン」である。要するにサプリメント。その機能性に関与するとされるのが「ラクトフエリン」。「表示しようとする機能性」=(効能)を見ると、「本品にはラクトフエリンが含まれるので、内臓脂肪を減らすのを助け、高めの BMI の改善に役立ちます」とある。食べると痩せるということ。そこでラクトフエリンとは何か。「消費者庁のウエブサイトに公開された情報をしっかり確認してください」というのでアクセスしたら、「一般消費者向け公開情報」と「有識者向け公開情報①基本情報、②機能性情報、③安全性情報」が入っていた。私は有識者でないので一般消費者向けを開く。サプリ形状の加工食品であること。対象としているのは腹部肥満傾向の健康な男女一疾病に罹患している者、妊産婦及び授乳婦を除く、とあり、さらに注意書きを見ると、アレルギー、主に乳成分ののアレルギーのある方は摂取しない、とある。機能性、安全性についてはこれまでの研究レビュー結果と人による臨床試験結果が記載されているが、ラクトフエリンそのものの製法、何からつくられた、どんなものなのか?については読み取れない。乳等からとったものだろうけれど。

この制度の機能性表示食品とは、「事業者の責任で、科学的根拠をもとに機能性を表示するものとして消費者庁に届けられた食品」のことであり、1、サプリ、2、その他の加工品、3、生鮮品とあるので食品と言われるものすべてが対象となる。届け出されたものには届け出番号が付与され、従来、医薬品や特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品以外では表示できなかった効能が表示できるというものである。本当に効能はあるのかしら?、安全性は大丈夫なの?、だれでもがまずは思うことであるがその評価は企業が自らの責任で行うことになっている。消費者は表示及び公開された情報をきちっと理解して食べなければならない。

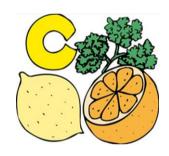
さて、4月25日の朝日新聞にこんな見出しの記事が載った。『トクホで「安全性確認できない成分」機能性表示食品に使用』。東京の機能性食品素材の研究開発企業であるリコムが、

エノキタケ抽出物配合のサプリメント「蹴脂粒」を届け出た。これは 2009 年、同社が同じ抽出物を同量入れた「「蹴脂茶」をトクホに申請したところ安全性が認められないとして許可されなかったものだという。要するに消費者庁は、書類が整っていれば受理するわけで、食品安全委員会がかつて安全性が認められないとした評価など考慮に入れない。現に届け出番号 8で登録されている。これでは消費者庁は丸投げではないか。責任は事業者というが、健康被害、経済被害のリスクは全面的に消費者に負わせる制度ではないだろうか。

なんで、こんな制度が作られてしまったのだろう。 そもそも、サプリも加工食品も生鮮食品も一緒に しないでほしい。今消費者がほしい情報はサプリ に関する機能性と安全性なのだから。



そうは言っても 4 月 24 日現在届け出完了した食品は 20 件、待っているのは 100 件を超えるらしいのでまだまだ増えていくことになろう。届ければ 60 日で販売可能であるから早ければ 6 月中に市場に出回ることになる。いずれ我が適格消費者団体も、優良誤認や虚偽誇大広告などに関しての役割を期待されるであろうが、ハードルは高くなってしまったのかどうか・・・。



私としては追跡、監視していきたい。

(2015年5月)